

公益財団法人愛媛県消防協会物品等管理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人愛媛県消防協会（以下「協会」という。）の施設、資機材、物品等の適正な維持管理について必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 施設とは、愛媛県消防協会会館（以下「会館」という。）、駐車場及び公用車をいう。
- (2) 資機材とは、会館内にあるコピー機、ファックス、電話、パソコン、机、椅子、事務用品その他これらに類するものをいう。
- (3) 物品とは、会館内に保管している書籍その他これらに類するものをいう。

(管理)

第3条 事務局長は、協会の施設、資機材及び物品の維持管理を適切に行わなければならない。

(物品等の破損)

第4条 事務局長は、協会の施設、資機材及び物品の破損、汚損、亡失等を発見したときは、直ちに物品等の破損、汚損、亡失等届（別記様式）により、公益財団法人愛媛県消防協会会長（以下「会長」という。）に届け出て、必要な措置を講じなければならない。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年6月1日から施行する。
- 2 愛媛県消防協会物品等管理要綱は、廃止する。